

「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要	<p>「宮崎県水と緑の森林づくり条例」に定める県民等の主体的な参画による森林づくりを推進するため、森林ボランティア団体や NPO 法人など多様な主体による森林（もり）づくりへの支援を行う。</p> <p>また、森林環境税の普及啓発等を行い、県民共有の財産である森林を次世代に引き継ぐ機運の醸成を図ることを目的とする。</p>		
事業実施主体	森林ボランティア団体、自治会、市民グループ、NPO法人等		
事業期間	令和3年度～令和5年度		
対象事業等	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林（もり）づくり活動支援事業 県民で組織されたボランティア団体等からの公募による植樹や下刈り等の森林（もり）づくり活動への支援を行う。 2 森林（もり）づくり植樹支援事業 森林ボランティア団体等が実施する植樹活動に必要な苗木の提供を行うとともに、苗木の管理や植栽方法等の技術指導を行う。 		
補助内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 森林（もり）づくり活動支援事業 次の区分に応じて定める計算式によって得られた額以内（上限60万円） <ol style="list-style-type: none"> ① 本事業による助成が初回または2回目となる団体 補助対象経費のうち40万円まで+（補助対象経費のうち40万円を超える額×1/2） ② 本事業による助成が3回目以上となる団体 補助対象経費のうち30万円まで+（補助対象経費のうち30万円を超える額×1/2） 2 森林（もり）づくり植樹支援事業 森林（もり）づくり活動に必要な苗木の現場への配達と技術指導 		
県主管課名	環境森林部 環境森林課 (林政計画担当)	電話番号	26-7153 内線：2819

森林環境教育推進強化事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要

学校や地域等が取り組む森林環境教育を支援することにより、森林の理解者を育成するとともに、森林を県民みんなで守っていく機運の醸成を図る。

事業実施主体

学校や子ども会、みどりの少年団などの地域団体

事業期間

令和3年度～令和5年度

対象事業等

森林環境教育実践強化事業
学校や地域等が行う自然体験活動に対し、指導者派遣、教材提供を行う。

補助率

- ・資材費（木工製作の材料費、シイタケ駒打ち費用等）
- ・賃借料（バス借上費（借上費の1/2）、ツリーイング器財借上費等）
- ・保険料
- ・指導者派遣にかかる費用

県主管課名

環境森林部 環境森林課
(林政計画担当)

電話番号

26-7153
内線：2819

美しい景観を創出する名木等保全支援事業

(事業開始年度：令和元年度)

— 県 —

事業の目的・概要

先人が守り育ててきた森林や文化財的価値のある名木、観光シンボルである県木フェニックスは、本県の美しい景観を創出するとともに、地域の文化や観光面で重要な役割を担っている県民共有の財産であり、この名木等を病虫害等から守り、後世に継承するため、保全対策を実施する。

事業実施主体

県及び市町村

対象事業等

- ① 名木等保全
 - ・気象害、害菌等により樹勢の弱まった名木等の診断や治療等の実施
 - ・名木等を保全するための保護柵等の設置
 - ・景観保全上、市町村長が重要と認める樹木等の病虫害等の防除
- ② 県木フェニックス保全
 - ・フェニックスの薬剤防除、伐倒駆除の実施

補助率

- ① 名木等保全 県単補助：1/2以内
(市町村の財政力指数で調整あり)
- ② フェニックス保全 県単補助：1/3以内
(市町村の財政力指数で調整あり)

県内事例

(過去3カ年)
※令和元年度より前は、振替前事業の実績を記載

- ① 巨樹古木等保全
 - 平成29年度 ウメ土壌診断等(延岡市)
 - ウスギモクセイ腐朽樹体治療、土壌改良等(門川町)
 - シダレザクラ腐朽部除去、防菌、土壌改良(五ヶ瀬町)
 - 令和元年度 スギ腐朽部除去、倒木防止対策(諸塚村)
 - 令和2年度 イチガシ枯枝除去、根茎部保護、活力剤添加(諸塚村)
 - シイ腐朽部除去、倒木防止対策、土壌改良等(日南市)
 - 令和4年度 木製案内看板の取替(小林市)
- ② フェニックス保全
 - 平成29年度～令和4年度 薬剤防除、伐倒駆除(延岡市、日南市)

県主管課名	環境森林部 自然環境課 (保安林担当)	電話番号	26-7163 内線：2869
-------	------------------------	------	--------------------

流木抑制等バイオマス活用促進事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

事業の目的・概要

伐採後に搬出されない林地残材は、再造林の支障となるだけでなく、河川等に流出して海岸漂着物や災害に繋がるおそれがあるため、これらを収集運搬し、木質バイオマスとして有効活用する取組を支援する。

事業実施主体

地域協議会（市町村、森林組合、素材生産業者、森林所有者等）

対象事業及び補助率等

- 1 流木抑制木質バイオマス活用促進
事業内容：伐採跡地の短尺材・枝条等を収集運搬し、木質バイオマスとして活用する取組への支援
補助率：定額〔2千円/生t〕
- 2 木質バイオマス資源有効活用促進
事業内容：立木の伐採搬出時に原木と短尺材・枝条をセットで収集運搬し、木質バイオマスとして活用する取組への支援
補助率：定額〔5百円/生t〕
- 3 地域協議会運営費
事業内容：1、2の事業に取り組む地域協議会に対する支援
補助率：定額〔上限35万円/協議会〕

県内事例

令和4年度
 ・流木抑制木質バイオマス活用促進
 事業主体：3地域協議会（西都児湯、南那珂、霧島）
 運搬支援：1, 507 t
 ・木質バイオマス資源有効活用促進
 事業主体：5地域協議会（椎葉、諸塚、西米良、西都児湯、霧島）
 運搬支援：9, 738 t

県主管課名

環境森林部 山村・木材振興課
 企画・木質バイオマス担当

電話番号

26-7155
 内線：2834

林業担い手総合対策基金事業

(事業開始年度：平成5年度)

— 県 —

事業の目的・概要

林業を取り巻く環境は、山村地域の過疎化、高齢化に加え、林業労働の就業条件の立ち遅れ等から若年層の新規参入が少なく、林業従事者の減少・高齢化が進行している。

このため、「宮崎県林業担い手対策基金」の運用益等を活用して下記のとおり林業担い手の確保・育成対策を総合的に実施する。

- 「人づくり」：研修終了者等の継続雇用に対する支援など
- 「基盤づくり」：造林事業に関する技術講習や資機材の整備支援など
- 「就労環境づくり」：安全指導員の研修や振動障害の予防検診など

事業実施主体

認定林業事業体、ひなたのチカラ林業経営者等

**対象事業
補助基準率**

区分	事業内容	補助率
Ⅰ 新規就業者確保対策 人づくり	①認定事業体等が実施する緑の雇用等研修終了者の継続雇用及び林業経験のある再参入者の雇用を支援	定額
	②ひなたのチカラ林業経営者による造林作業に従事する新規就業者の継続雇用を支援	定額
Ⅱ 就労基盤整備対策 基盤づくり	①新たに造林事業を開始するひなたのチカラ林業経営者に対して、造林作業に関する技術の習得・安全研修、資機材の整備等を支援	1/2以内
Ⅲ 労働安全確保対策 就労環境づくり	①安全衛生指導員の研修や現場巡回指導の実施を支援	定額
	②振動障害の早期発見と予防のための健診の実施を支援	定額

県内事例

令和4年度

新規就業者確保対策

「森林の仕事就業定着促進事業」 38事業体、71人

労働安全確保対策

「労働安全衛生管理体制推進事業」 現場巡回指導 80回

県主管課名

環境森林部 山村・木材振興課
(組合・担い手育成担当)

電話番号

26-7166
内線：2897

林業・木材産業構造改革事業

(国事業名：林業・木材産業循環成長対策交付金)

(事業開始年度：平成14年度)

— 林野庁経営課、木材産業課、計画課、木材利用課 —

事業の目的・概

戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要である。このため、意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工流通コストの一体的な削減を図るべく、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下まで総合的な取組を支援する。

事業実施主体

市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等及び選定経営体等

対象事業等

- 1 林業経営構造対策事業
 - ①林業機械作業システム整備（高性能林業機械等）
 - ②効率化施設整備（作業ポイント、林業生産施設装置）
 - ③活動拠点施設整備（林業情報処理施設）
 - ④林業機械リース支援
- 2 木材産業構造改革事業
 - ①木材加工流通施設整備（木材製材施設装置、プレカット加工施設装置等）
 - ②森林バイオマス等活用施設整備
 - ③木造公共施設整備（木造公共施設、木質内装等）
 - ④未利用間伐材等活用機材整備（未利用間伐材等活用機械）
 - ⑤木質バイオマス供給施設整備（木質バイオマス供給施設装置等）
 - ⑥木質バイオマスエネルギー利用施設整備（木質バイオマスエネルギー利用施設装置）
 - ⑦特用林産物活用施設等整備（特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等）

補助基準

- ・採択基準
取組内容が宮崎県森林・林業長期計画の達成に即した内容であるとともに、事業メニューごとに定められた指標及び機能要件等を満たしていること。
- ・計画主体：県

補助率

- 1 林業経営構造対策事業…1/2, 4/10, 1/3, 1/4
- 2 木材産業構造改革事業…1/2, 1/3, 15%, 3.75%

県内事例

- 令和4年度実績
- 1 林業経営構造対策事業
 - ・高性能林業機械導入 国富町1件
 - ・林業機械リース支援 都城市1件、日南市1件
 - 2 林業経営構造改革事業
 - ・特用林産物生産施設整備 都城市1件

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 (木材産業振興担当)	電話番号	26-7156 内線 2841
-------	---	------	--------------------

みやざき材を魅せる「空間・人」づくり事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>非住宅分野における木造化等に必要不可欠な品質及び性能の確かなJAS認証材や乾燥材の普及・定着を図るため、JAS認証取得に要する経費を支援する。</p> <p>また、非住宅分野の木造化・木質化を推進するため、中大規模木造施設の設計に係る経費を支援する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>民間事業者等</p>		
<p>対象事業及び補助率等</p>	<p>1 JAS認証材等普及促進対策事業 事業内容：JAS認証の新規取得に要する経費の支援 補助率：1/2以内（上限額200千円）</p> <p>2 設計支援事業 事業内容：中大規模木造施設の設計に係る経費の支援 補助率：1/3以内（補助金の上限額2,000千円）</p>		
<p>県内事例</p>	<p>令和4年度実績</p> <p>2 設計支援事業 中大規模木造建築物等の設計支援 3件</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 (木材利用拡大担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7156 内線2840</p>

みやざきWOOD・LOVE推進事業

(事業開始年度：令和4年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>木材利用の意義について県民への理解を促すため、「みやざき木づかい県民会議」を中心とした普及啓発活動や、園児等を対象とした「木育」を推進する。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>木育ネットワーク部会会員（木育に取り組む県内の団体）</p>		
<p>対象事業及び補助率等</p>	<p>1 木育活動支援事業 事業内容：木育ネットワーク部会会員が行う木育活動に要する経費の支援 補助率：1/2以内 ただし、本会員が行う木育活動への参加者数により次に掲げる額を上限とする。 ① 20名未満 5万円 ② 20名以上50名未満 10万円 ③ 50名以上 20万円</p> <p>2 木の香る木製遊具整備事業 事業内容：木育ネットワーク部会会員が木育活動を継続的に行うために必要な県産材を活用した遊具（「子供のための遊び道具や簡易な設備」をいう）の整備（木造・木質化を含む）、おもちゃの導入等に要する経費の支援 補助率：1/2以内 ただし50万円を上限、2万5千円を下限とする。</p>		
<p>県内事例</p>	<p>1 木育活動支援事業 11団体 2 木の香る木製遊具整備事業 11団体</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>環境森林部 山村・木材振興課 みやざきスギ活用推進室 （木材利用拡大担当）</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7156 内線：2838</p>

しいたけ等特用林産物生産体制強化事業

(事業開始年度：平成20年度)

— 県 —

事業の目的・概

乾しいたけをはじめとする特用林産物の生産は、山村地域の貴重な収入源として重要な役割を果たすとともに、就労機会の創出など地域経済の振興に大きく貢献している。しかし、近年、消費量の減少や生産者の減少、高齢化など経営基盤の安定化を図る上で様々な課題に直面しているため、生産意欲の高い生産者等の組織化を図るとともに、経営の安定強化、増産体制の構築、新規参入等に必要な施設整備等を支援する。

事業実施主体

農業協同組合、森林組合、林業者等の組織する団体、新規参入者等
(市町村を通じた間接補助)

対象事業等

- 1 基盤整備事業
事業内容：特用林産物の増産体制を構築するために必要な特用樹林等造成、ほだ場整備及び経営管理道整備等を行う。
- 2 施設・機械整備事業
事業内容：特用林産物の増産体制を構築するために必要な生産・出荷・加工・販売等の機械・施設等の整備を行う。
- 3 省力化等を目的とした施設・機械整備事業
事業内容：特用林産物の増産体制を構築するために必要な生産・出荷・加工・販売等の省力化等を目的とした機械・施設等の整備を行う。
- 4 獣類等被害防止対策事業
事業内容：特用林産物の安定した生産を図るために、野生獣類の侵入防止施設等の整備を行う。
- 5 新規参入者等育成・確保事業
事業内容：特用林産物生産に新規参入するために必要な生産・出荷・加工・販売等の機械・施設等の整備を行う。

補助率

1／3以内

県内事例

令和4年度実績 15市町村

県主管課名	環境森林部 山村・木材振興課 特用林産振興担当	電話番号	26-7157 内線 2892
-------	----------------------------	------	--------------------